

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 窓口負担のあり方について

窓口負担割合の見直しに関しては、被保険者や医療機関に混乱が生じることのないよう十分に配慮するとともに、引き続き、保険者である広域連合の意見を尊重しながら、円滑な制度開始に向けて検討を進めること。

また、必要な経費に対して国による財政支援を確実に実施すること。

2 マイナンバー制度関連について

オンライン資格確認等の実施については、高齢者でも利用しやすい仕組みとするとともに、保険医療機関等に対するシステム導入の更なる働きかけと支援を行うこと。

また、広域連合からの取得勧奨に当たっては、J-LISを経由した情報提供が必要となることから、74歳までの取得勧奨とともに一括して行うほうが、実務及びコスト両面から有効であるため、令和4年度以降については、年齢に関わらず一括してJ-LISが取得勧奨を行うこと。

3 財政関係について

後期高齢者医療制度の財政運営について、将来的な制度の持続可能性を高めるために、国の財政支援を拡充するとともに、財政安定化基金を保険料の増加抑制に活用できる仕組みを継続すること。

4 骨太方針2021に関することについて

(1) 中長期的な課題として検討を深めることとされている後期高齢者医療制度の運営体制について、制度の安定的かつ継続的な運営のため、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、国の中長期的なビジョンを早期に示すこと。

(2) 生活保護受給者の国民健康保険と後期高齢者医療制度への加入について検討されているが、慎重な議論が必要である。制度の維持及び財政の安定化を図るため、現行の医療扶助の維持を求める。

5 新型コロナウイルス感染症対策関連について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免については、減免総額に関わらず、減免措置に要する費用を全額負担すること。

6 大規模災害などについて

(1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した被保険者に対する保険料減免、一部負担金の免除及び実施するための財政措置を令和4年度以降も継続すること。

(2) 近年、毎年のように豪雨等による大規模災害が全国各地で発生しているが、被災した被保険者に係る保険料及び一部負担金の減免について、災害救助法の適用外の県内市町村に転居した被保険者に対する減免についても財政支援の対象とすること。

7 保健事業について

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、市区町村が事業を継続的に実施できるよう、KDBシステムの更なる充実や交付金の算定事務等の簡素化を図るとともに、継続的かつ実態に即した十分な財政支援を実施すること。

また、健康診査及び歯科健康診査について、後期高齢者に適した健診項目の検討及び国庫補助率の引き上げを行うとともに、実態に即した基準単価の設定など十分な財政措置を講じること。

8 第三者行為関連情報提供の体制構築について

第三者行為求償事務については、保険者へのインセンティブが示されているところだが、情報の収集には警察庁、消防庁等の協力が不可欠なため、厚生労働省から関係省庁に対して、本制度の趣旨の理解と共有ならびに取組実施のための連携・協力の働きかけをお願いしたい。

以上

令和3年11月18日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾 俊彦

